

社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会刈羽村応急資金貸付規程

施行 昭和50年4月1日

第1条 社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会は資金の範囲内において刈羽村民中生活困窮世帯に緊急かつ不時の出資を要するものに資金の貸付を行うものとする。

第2条 資金貸付の額は一世帯三万円以内、期間は二ヵ月据置、十ヵ月以内の割賦償還とし利息を付さない。ただし、会長において必要と認めた場合は五万円まで貸付することができる。

第3条 本資金を借り入れようとするものは集落代表または当会の指定する近隣居住者、親戚の保証を得て借入申込書〔様式1号〕を社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会会長あてに提出しなければならない。

2 前項の申込書には担当地区民生児童委員の意見書〔様式2号〕を添付しなければならない。

第4条 会長は前条の書類を受理した時は本貸付の主旨により速やかに審査をなし適・不適の決定を行うものとする。

第5条 前条により貸付の承認を受けたものは借用証書〔様式3号〕を作成し貸付金の交付を受けるものとする。

第6条 資金貸受人は次の各号の一つに該当する場合は償還期日前であっても即時貸付金の一部または全額を償還せしめることがある。

- 1 借受人の申し出がある時。
- 2 借受人が勝手に借入れ用途を変更し、または他に流用した時。
- 3 借受人が村外に住所を変更した時。
- 4 その他会長が即時償還を適当と認めた時。

第7条 借受人は指定期日までに所定の元金を社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会に納入しなければならない。

第8条 この規程施行に関し必要な事項は会長が別に定めることができる。

刈羽村応急資金借入申込書

1 借入申込金額 円也

2 上記金額を必要とする理由

3 保証人住所氏名

住 所 刈羽村大字

氏 名 印

上記のとおり貴会応急資金を借用いたしたく申し込みます。

年 月 日

借入申込者 刈羽村大字

氏 名 印

刈羽村社会福祉協議会長 様

応急資金貸付に対する意見書

1 借入申込者

住 所 刈羽村大字

氏 名

印

2 本貸付に対する意見

上記のとおり意見具申いたします。

年 月 日

刈羽村民生委員児童委員

印

借 用 証 書

金

円也

借用期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 一括償還
割 賦 ()
月 賦 (日、月末、)
その他 ()

利 息 借用期間満了まで無利息

貴会応急資金貸付規程により応急資金として
前記金額正に借用いたしました。

年 月 日

借用人 住 所 刈羽村大字

氏 名 印

保証人 住 所 刈羽村大字

氏 名 印

刈羽村社会福祉協議会長 様

応急資金貸付決定通知書

様

社会福祉法人
刈羽村社会福祉協議会
会長

年 月 日、申し込みの刈羽村応急資金借入申込について、
下記のとおり決定しましたので通知いたします。

申込金額	円	決定金額	円
貸付期間	2カ月据置き10ヵ月以内割賦償還無利息		
償還期間	年 月 日から 年 月 日		
償還方法	<input type="checkbox"/> 一括償還 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 割 賦 () <input type="checkbox"/> 月 賦 (<input type="checkbox"/> 日、 <input type="checkbox"/> 月末、) <input type="checkbox"/> そ の 他 ()		

資金を交付する月日および手続きについて

1. 貸付金交付日 年 月 日
2. 貸付金交付方法 振込の場合は金融機関、口座名義、口座番号
現金受領の場合は社会福祉協議会事務所
3. 持参すべきもの 借用証書並びに申込書に捺印した印鑑
(借用証書は提出済みです)